

財 関 第 4 8 5 号
令和 5 年 5 月 16 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

税関様式関係通達の一部改正について

税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を下記のとおり改正し、令和5年5月17日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関様式B第1250号を別紙のように改める。